

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下北山村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）
- 二 測量の地域 下北山村の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年一月十六日から同年三月二十日まで